

ID: 13

担当部署: 企画部 企画政策課

処分の概要	手数料の免除		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市手数料条例 第5条第1項		
例 規 番 号	平成13年条例第73号		
【根拠条文】 (免除) 第5条 手数料は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条の規定にかかわらず、これを徴収しない。 (1) 法令の規定により無料の取扱いをするとき。 (2) 国又は他の地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に使用するため申請があったとき。 (3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により保護を受けている者が直接必要とするため申請したとき。 (4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定により支援給付を受けている者が直接必要とするため申請したとき。 (5) その他市長が特別の事情があると認めたとき。 2 戸籍事項の証明に係る手数料は、当該証明に係る申請が、条例で定めるところにより無料で証明を行うことができる旨の法令の規定に該当するときは、第2条の規定にかかわらず、これを徴収しない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日